茨城県警察本部長告示第　75　号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について、茨城県公安委員会の事務の委任に関する規則（昭和42年茨城県公安委員会規則第7号）の規定により、公安委員会から委任された公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和 8 年 11 月 4 日

茨城県警察本部長　　中　山　　仁

記

1　聴聞の期日　　令和8年11月17日

2　聴聞の場所　　東茨城郡茨城町大字長岡3783－3
茨城県警察本部交通部運転免許センター1階　聴聞会場